

4. 家庭的保育の普及・定着のための課題

法的位置づけの明確化

通常保育の一つとして法的位置づけを明確にする。

○家庭的保育者の資格要件

- ・保育の質を担保するため、保育士並びに看護師を基本
- ・幼稚園教諭や子育て経験などを条件に研修受講により、家庭的保育者として認定を受けているものに配慮

実施基準等の整備

安全性や質の確保の観点から、事業の実施基準や保育内容、研修等のガイドラインを定める。

○実施基準等の内容

- ・安全性や保育の質を確保するため、最低限遵守する実施基準の明確化
- ・保育所保育指針に準じた家庭的保育独自のガイドライン等の作成
- ・スキルアップを図るための研修体系の構築
- ・家庭的保育者同士の情報交換の場の提供
- ・家庭的保育に関するDVD、事例集による情報提供